鶴岡市長 皆川 治 様

鶴岡市新文化会館建設に関する第三者調査・検証専門委員

峯 田 典 明

和泉田 保 一

三 好 修

## 第1 はじめに

本書面は、答申書の付属書面として、鶴岡市新文化会館建設に関する第三者調査・検証 専門委員選任の経緯等総論的な事項、及び、各委員らが調査・検証した結果、今後の業務 の遂行の改善に資すると思われる事項につき共同で提言を記載するものである。

答申書は、各委員それぞれが、諮問事項に対する調査・検証の結果について各人ごとに 提出する。

- 1 鶴岡市新文化会館建設に関する第三者調査・検証専門委員の選任の経緯 当委員らは、平成30年5月15日に、鶴岡市新文化会館建設に関する第三者調査・検 証専門委員規則に基づき、鶴岡市長から、調査・検証を委託された。
- 2 構成及び第三者性・中立性

委員は下記の通りである。

法律関係 峯田典明 委員 (弁護士)

行政法関係 和泉田保一 委員(山形大学准教授)

建築設計関係 三好 修 委員 (技術士, 構造設計一級建築士)

いずれの委員も,鶴岡市新文化会館建設に関与したことはなく,独立・中立した第三者である。また,鶴岡市及び新文化会館建設に関与した関係者とも利害関係はない。

3 検証を求められた事項と担当委員

諮問事項は別紙の通りである。

諮問事項ごとに、調査検証事項を委員が決定した。その詳細は別紙の調査検証事項欄記載の通りである。

諮問事項ごとに委員の担当者が決定されている。その詳細は別紙の担当欄記載の通りである。

但し、諮問事項1,(2)の③については、本来は和泉田委員が諮問されている事項であるが、建築の専門的な知見を要するため、三好委員が担当している。

### 4 検証方法の概要

各委員は、平成30年5月15日の第1回連絡会議以降、6月5日頃市から資料の提供があり、その後随時資料の提供を受けた。

調査は、市事務局において、新文化会館建設に関する各種資料(決裁文書等)を各課から収集し、資料目録を作成した。各委員は、資料目録により調査に必要となる資料を特定し、資料の写しを取得し、必要な調査を行った。また、必要に応じて関係職員等から聞き取りを行った。

#### 5 検証の制約

各委員は、強制的な調査権限を有するものでもなく、本報告は、鶴岡市及び関係者の任意の協力を前提としている。市からは、本検証に対する積極的な協力が得られたが、各委員に開示されていない事実については検証していないことは当然である。本検証及びその結果は、このような制約を受けることは免れない。

## 第2 答申書

別添の各委員の答申書参照。

# 第3 提 言

委員らが調査・検証した結果,今後の業務の遂行の改善に資すると思われる事項につき 提言を記載する。

1 今回の調査に当たり、入札の経緯とその後の変更工事の経緯に関する大量の行政文書 や資料が提示された。行政文書として保存されている決裁文書では、意思決定の結論を示 すのみで、結論に至る意思決定の過程を説明できる資料は行政文書としてはほとんど保存 されていなかった。

これらを検討しても、意思決定に至る過程は判明しなかった。職員から聞き取りを行ったが、資料が不足しているため、記憶が曖昧で意思決定に至る過程の全容を知ることは困難であった。

公文書管理法は、平成21年に公布、平成23年に施行され、「地方公共団体は、この 法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及 びこれを実施するよう努めなければならない。」と規定された。

そして、同法4条は、「行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該 行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理 に係る事案が軽微なものである場合を除き、(中略)文書を作成しなければならない」と 規定している。

市におかれても、公文書管理法の趣旨を踏まえた、適正な文書の作成と管理を行い、経 緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該事業の実績を合理的に跡付け、又は検証するこ とが出来るよう、文書を作成し、適正に管理すべきである。

2 次いで、指摘できるのは、説明責任の問題である。説明責任とは、国民主権原理に由来し、政府や地方自治体がその諸活動をなすに当たって、その説明を果たす責任のことをいうとともに、それは、単に請求に対して行政情報を公開すれば全うされるものではなく、自ら広く情報を開示し、国民や住民の納得を得ることまでをも必要とするという理念であ

る。

この説明責任の観点からしても、当時の市長答弁においても自認する通り(H29.3.1 定例会 1 号 P.25)、この度の一連の経緯において問題点があったことが指摘される(詳細については、和泉田答申書を参照されたい)。そして、そのような問題が、ひいては市政への信頼を毀損してしまうおそれが十分あり得る。

今後の市におかれても,市政の一般的問題や個別の争点について,時宜を捉えて,市民に対して説明し,納得を得る機会を持つよう努力されることを期待する。

3 鶴岡市新文化会館は、平成30年3月開館し、以後多数の市民の利用に供されている。 鶴岡市文化会館改築に当たり、入札の経緯から、予算の増加が相次ぎ、市民の不安や不満 を抱かせたことは真摯に反省をすべきである。今後市民の信頼を回復し、すべての市民か ら愛される文化会館となることを期待する。